



知って得する

法務編
(第4回)



会社法の改正についてご紹介します。



会社法の改正について ご紹介します。

栃木県弁護士会 宇都宮中央法律事務所 弁護士 **田村 信彦 氏**



会社をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、会社法が改正されました。改正内容は、株主総会の運営や、取締役の職務執行に関するもの等で、令和3年3月1日から施行されたもの、令和4年に施行される予定のものがありますので、本稿で紹介します。

■会社法改正の概要

会社法改正の主な内容と施行(予定)日は、次の通りです。

	改正の主な内容	施行(予定)日
1	株主総会資料の電子提供制度の創設	令和4年施行予定
2	株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備	
3	取締役の報酬に関する規定の見直し	令和3年3月1日施行
4	会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規定の整備	
5	社外取締役の活用、設置の義務付け	
6	社債の管理に関する規定の見直し (社債管理補助者制度の創設、社債権者集会)	
7	会社買収に際し、株式交付制度の創設	会社の支店の所在地における 登記の廃止は令和4年施行予定。 その他は令和3年3月1日施行。
8	その他 ・議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由の明文化 ・会社の支店の所在地における登記の廃止 ・成年被後見人等についての取締役の欠格条項の削除及びこれに伴う規定の整備	

上記の改正には、上場企業等のみを対象とするもの等があることから、今回は焦点を絞って、県内事業者にも広く影響が生じ得る改正内容をご紹介します。

■株主総会資料の電子提供制度の創設

現行法では、インターネットを用いて株主総会資料を株主に提供するためには、株主の個別の承諾が必要で

です。改正法では、株主総会資料を会社のホームページ等に掲載し、株主に対してアドレス等を書面で通知することで、株主総会資料を提供することができる制度(株主総会資料の電子提供制度)が新たに設けられます。

電子提供制度を活用することにより、株主総会資料の印刷・郵送に要する時間や費用を削減できるようになります。

ただ、この場合でも、書面での資料提供を希望する株主に対しては、株主総会資料を書面で交付する必要があります。

なお、この制度を利用するためには、定款で電子提供措置を採る旨の定めをする必要があります。

■株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

一人の株主が膨大な数の議案を提案するなど、株主提案権の濫用的な行使をする事例が発生したことなどから、株主が、同一の株主総会において提出することができる議案の数を10までとする上限が新たに設けられました。

10を超える議案が出された場合、どの議案を採用するかは、取締役が決めるとされていますが、提案した株主が議案に優先順位をつけている場合にはこれに従うとされています。

■会社補償及び役員等のために締結される保険契約に関する規定の整備

これまで、役員等の責任を追及する訴えが提起された際に、会社が費用や賠償金を補償すること(会社補償)や、会社保険契約者、役員等を被保険者とする会社役員賠償責任保険(D&O保険)について、利益相反性があるとの指摘がされてきましたが、会社法に直接的な規定はありませんでした。

今回の改正により、会社補償契約やD&O保険契約を締結するには、取締役会を設置している会社では取締役会決議、取締役会を設置していない会社では株主総会決議を経る必要がある旨の規定が整備されました。

■議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由の明文化

書面による議決権の行使(書面投票)を定めた場合、株主総会の日から3か月間、議決権行使書面を本店に備え置きます。これまでの会社法では、株主は、理由を付すことなく議決権行使書面の閲覧・謄写の請求ができるとされ、拒絶事由の定めもありませんでした。

今回の改正により、議決権行使書面の閲覧・謄写の請求をするに際しては、理由を付す必要があるとされ、株主名簿閲覧等請求と同様の拒絶事由が明記されました。

■成年被後見人等についての取締役の欠格条項の削除及びこれに伴う規定の整備

これまでの会社法では、成年被後見人等は取締役の欠格事由とされていましたが、改正法ではこれを欠格事由から削除し、成年被後見人等の同意を得て、成年被後見人が取締役就任の承諾をすることで、成年被後見人等が取締役に就任できることとなりました。

成年被後見人等については、令和元年以降、資格・職種等から一律に排除するのではなく、個別に判断するよう法令全般の見直しがされており、今回、会社の取締役についても見直されたものです。

成年被後見人等が行った取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない、とされています。

■終わりに

法改正に伴い会社の運用や書式の見直しが必要となる場合があります。これは手間となることもありますが、法令順守やリスクマネジメントの観点から重要です。また、株主総会資料の電子提供制度などのように、業務の効率化に活用し得るケースもあります。

今回は、会社法の改正についてご紹介しました。

以上